
特集：予防接種の国際比較

趣 旨

わが国では1948（昭和23）年に予防接種法が制定され、予防接種が感染症の発生及びまん延の予防、公衆衛生水準の向上ならびに国民の健康の保持に著しい効果をあげてきた。その一方、1990年代に入り感染症の患者数が減少する中で、予防接種禍集団訴訟（最判平3.4.19民集45/4/367、最判平10.6.12民集52/4/1087等）に対する被害救済の司法判断が相次いで示され、より安全な予防接種の実施体制の整備が求められるようになった。このような動きに対応して、1994（平成6）年に法改正が行われ、定期予防接種の法的義務が努力義務とされるとともに、法の目的に健康被害の救済に関する内容が追加された。それでも無菌性髄膜炎の発生被害などが社会問題となるなど、国民の予防接種に対する懸念は解消されなかった。なお、感染症については、予防接種法とは別に、1998（平成10）年に伝染病予防法、性病予防法およびエイズ予防法をまとめて感染症法が制定され、その後2007（平成19）年に結核予防法を統合して現在に至っている。

このような予防接種をとりまく環境変化を踏まえ、2014（平成26）年3月に「予防接種に関する基本計画（厚生労働省令121号）」が示された。この基本計画が示されてから3年が経過したが、本企画は予防接種を取り巻く諸問題について、わが国がどのような状況に置かれているかを、アメリカ・ドイツおよび中国における取り組みと対置させることによって明らかにしようとするものである。

齋藤昭彦論文「米国の予防接種制度から学ぶこと－日本の予防接種制度の現状と課題」は、アメリカ合衆国における予防接種制度を紹介する一方、わが国の問題点を指摘している。特に、同時接種や混合ワクチンが十分に普及していないこと、ワクチンの接種方法や接種部位、接種間隔などの問題点あるいは予防接種に関する諮問委員会のあり方などを指摘している。

中村安秀論文「途上国における予防接種制度の現状と課題」は、インドネシアを対象に、予防接種を

実施するための人材の確保やコールド・チェーンなどインフラの整備の必要性を明らかにする。さらに資金調達・ワクチンの供給・保健システムの強化などを図るGAVIアライアンスを持続することが求められる一方、予防接種に伴う健康被害に対する救済事業の充実が途上国における課題のひとつであることを指摘する。

松本勝明論文「ドイツにおける予防接種政策」は、日本と同様、接種義務規定を設けていないドイツを対象とする。そこでは、麻疹の流行が繰り返されていることなどを克服するために、子どもが保育施設に入る際に予防接種による健康の保護に関して医師の相談助言を受けたことの証明を求める健康増進・予防強化法案が検討されている。

福士由紀論文「中国における予防接種の歴史的展開－種痘政策を中心に」は、その題名から明らかなように、中国における種痘政策の歴史的展開過程を検討するものである。そこでは、地域による文化慣習の違い、政府の果たすべき役割、都市と農村の格差といった要素が種痘政策を実施する際のポイントになることが指摘されている。

このように本企画は医学、法学、歴史学といった異なる分野の研究者が、アメリカ、インドネシア、ドイツ、中国について、それぞれの視点に立って予防接種制度を検討したものである。わが国の予防接種制度について、その理解を深め、新たな政策推進の一助になれば幸いである。

(加藤智章 北海道大学大学院教授)